

4 療養病床の転換への支援措置

県の基本的役割

県の基本的役割としては、群馬県医療費適正化計画、群馬県保健医療計画及び群馬県高齢者保健福祉計画について、それぞれ整合性を図りつつ作成し、療養病床の再編成が、円滑に行われるよう必要な措置をとることです。

県の支援措置

療養病床の再編成を円滑に進めるため、県では以下のとおり対応します。

療養病床の転換が円滑に進むよう、医療機関が療養病床を介護施設に転換する際の改修工事費用等の助成金である「病床転換助成事業交付金」を計画的に、かつ柔軟性をもって推進すること。

第4期介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、療養病床からの介護保険施設等への転換が確実なものとなるよう、転換を希望する療養病床についてはすべて受け入れる旨を改めて明示すること。

関係者に対し、国からの情報を迅速に、的確に伝達すること。

現に療養病床に入院している患者が追い出されることのないよう、県に相談窓口を設置して十分に周知を図ること。

介護保険施設等への転換に伴って療養病床から患者が退院する場合には、適切な受け入れ先を確保するなど、医療機関に対して責任ある対応を求めるとともに、家族、在宅医療を担う診療所、市町村地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が連携し、適切な支援が引き続き行われるよう配慮すること。

療養病床の再編成に関するパンフレットを作成し、その趣旨や目的について、患者や医療機関に対して十分に説明を行うこと。

必要に応じて、医療機関に配置されているソーシャルワーカーや居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、説明会を実施し、療養病床の再編成に関する認識を共有すること。

市町村に対して必要な情報提供を随時行い、認識を共有した上で第4期介護保険事業（支援）計画の作成に着手すること。